

公募型プロポーザルの執行について

五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和8年7月8日

隠岐の島町長 池田高世偉

1. 業務名 五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務
2. 業務内容 別紙「五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務特記仕様書」による
3. 履行期限 契約締結日から令和9年3月26日とする。
4. 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - (2) 島内に本支店または営業所を有する者であること。
 - (3) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
 - (8) 過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日の間）に官公庁発注の本業務と同種の委託業務の完了実績を有する者であること。

5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格を有しなくなった場合

6. 事務局

隠岐の島町役場 五箇支所 地域振興係

〒685-0301

島根県隠岐郡隠岐の島町北方 901 番地 1

電話番号 代表 08512-5-2211

直通 08512-5-3100

E-mail : goka-chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務プロポーザル実施要領」による

8. 評価基準及び評価方法

(1) 審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が 1 名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているか審査を行い、企画提案書の提出を求める。なお、参加表明が6社を超えたときは、上位5社を選定する。

(3) 第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最優秀提案者及び次順位者を特定する。

(4) 評価基準

審査項目及び審査基準については「五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務プロポーザル評価要領」に示す。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付する。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「五箇創生館映像事業（ロック島遊覧）映像制作業務プロポーザル実施要領」による